

各位

【プロゼミコース】

ファルクラム 第6回 プロゼミ研究会



～タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件～

(東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決)

外国で設立された会社の株式の大部分を保有する原告が、税務署長からその会社は特定外国子会社等に該当し、タックス・ヘイブン対策税制の適用があるとして、その会社の課税対象留保金額に相当する金額を原告の雑所得の総収入金額に算入することを前提に、所得税の更正処分などを受けたため、国に対し、更正処分などの取消しを求めた事件につき、更正処分が違法であるなどとして、原告の請求を認容した一審判決が支持され、国の控訴が棄却された東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決を取り上げます。この事例を素材として、タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件について考えましょう。所得税法ではなぜ「事業所得」ではなく、「雑所得」に区分されるのでしょうか…。

- ◆日時: 2014 年 11 月 8 日 (土) 16:20～18:00
- ◆会場: ハロー貸会議室 Shibuya (渋谷)
(渋谷区渋谷 3-28-8 第三久我屋ビル 4 階
JR 埼京線渋谷駅 新南口 徒歩 1 分)
- ◆講師: 酒井 克彦 ファルクラム代表理事
(中央大学商学部教授)

【内容】

- タックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件である実体基準・管理支配基準を満たすか否かが争われた事例—東京高裁平成 25 年 5 月 29 日判決—

上記事例について、会員の発表、ディスカッション、酒井教授の解説を行います。

【次回のご案内】第 7 回プロゼミ研究会

- ◆日時: 12/13(土) 16:20～18:00
 - ◆会場: ハロー貸会議室 神保町
 - ◆テーマ: 未定
- ※詳細は確定次第ご案内申し上げます。

★プロゼミ会員募集中★

【プロゼミコースとは】

- ◆「プロゼミコース」とは、より深く租税法の解釈論を展開し、高度な理論に裏打ちされた実務への応用力を高めたいという専門的探究心に応える少人数制(定員 20 名)のゼミコースです。
 - ◆具体的には、毎回 1 つの事案を取り上げ、会員の発表をベースに議論を行います。酒井教授のポイントを押さえた分かりやすい解説で、さらなるレベルアップを目指します。
 - ◆受講料: 年会費 18 万円(月額 1 万 5,000 円)
- ※プロゼミコースとスタンダードコースの両方を受講する場合は、開催月のみ 2 万 5,000 円(非開催月は 1 万 5,000 円)

【会員特典】

- ◆プロゼミ研究会の無料参加(年間 8 回開催(2・3・5・8 月は非開催月))
- ◆公開セミナーの無料参加
- ◆毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ◆プロゼミ研究会欠席時の DVD 無料送付



FAX 参加申込書

FAX 番号: 042-806-9844

プロゼミ受講者(1)ご芳名	プロゼミ受講者(2)ご芳名
事務所名	Mail address(既会員は省略可)
ご住所(既会員は省略可)	
TEL(既会員は省略可)	FAX(既会員は省略可)

- ◆主催: 一般社団法人ファルクラム (詳細は HP をご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)
〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号 TEL042-806-9843 (9～17 時) 土日祝除く
お問い合わせ: 一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@ful-crum.info)